新型コロナウイルス感染症に関するQ&A (労働者派遣について) (令和2年5月12日公表(令和2年8月26日更新))

【派遣先の皆様へ】

(派遣契約中途解除時の派遣先の義務)

- 問 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により事業が立ちゆかないので、労働者派遣契約を解除したいのですが、労働者派遣法上問題がありますか。
 - ※ 緊急事態宣言中に、都道府県知事の要請・指示等を受けて事業を休止する場合についてはこちら(https://www.mhlw.go.jp/content/000622039.pdf)をご確認ください。
- 〇 労働者派遣法第 29 条の 2 により、派遣先は、自らの都合により労働者派遣契約を解除する場合には、新たな就業機会の確保や休業手当等の支払に要する費用の負担等の措置 (※) を講じなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小したこと等に伴う派遣契約の解除であっても、派遣先からの申出により契約の解除を行う場合には、原則として、この措置を講ずる義務があります。

- ※ この措置の内容は、労働者派遣契約に定めることとなっていますが、契約に定め がない場合であっても、労働者派遣法に基づく措置は行う必要があります。
- 〇 また、労働者派遣契約の中途解除が派遣先の都合によらないものであっても、派遣 先は、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」第2の6の(3)に基づき、関連会社で の就業をあっせんするなどにより、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが 必要です。
- 今回の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止等を余儀なくされた場合においても、安易な労働者派遣契約の解除はお控えいただくようお願いします。

(派遣契約中途解除時の休業手当費用の負担)

- 問2. 労働者派遣契約を中途解除した場合に、派遣元事業主が休業手当支払いを行い、 雇用調整助成金を受給する場合であっても、派遣先は労働者派遣法第29条の2に基 づき、派遣元事業主に対して休業手当等の費用負担を行わなければならないですか。
- 派遣元事業主が雇用調整助成金の支給を受けた場合であっても、派遣先において労働者派遣法第29条の2に基づく措置を講ずる必要がなくなるものではありません。 そのような場合の派遣先としての休業手当分の費用負担額については、労働者派遣契約等に基づき、派遣元事業主との派遣先との間でよく話し合ってください。
- 〇 今回の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止等を余儀なくされた場合においても、安易な労働者派遣契約の解除はお控えいただくようお願いします。

【派遣元事業主の皆様へ】

(派遣先から損害賠償を受けた場合の雇用調整助成金の利用)

- 問3 労働者派遣契約の期間中に派遣先の事業所が休業したり、派遣契約を解除された場合には、派遣労働者を休業させ、休業手当を支払う予定です。派遣先が労働者派遣法第29条の2に基づく休業手当分の費用負担をした場合も、雇用調整助成金は利用できますか。
- 〇 労働者派遣契約の期間中に派遣先の事業所が休業したこと等に伴い、派遣元事業主が派遣労働者を休業させ、休業手当を支払った場合には、雇用調整助成金を利用することが可能です。
- 〇 また、労働者派遣契約の中途解除を行い、労働者派遣法第29条の2に基づく義務として、派遣先から派遣元事業主に対して休業手当相当額の費用支払いを行った場合であっても、派遣元事業主は、雇用調整助成金を利用することが可能ですが、そのような場合の費用負担については、労働者派遣契約等に基づき、派遣元事業主と派遣先との間でよく話し合ってください。

【派遣元事業主・派遣先の皆様へ】

(テレワークの実施)

- 問4. 新型コロナウイルス感染症の感染防止等を踏まえ、派遣労働者についてもテレ ワークの実施を行うに当たり、労働者派遣法に関して留意すべきことはありますか。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、テレワークが有効な対策の1つであり、派遣労働者についても、派遣先が自ら雇用する労働者と同様に、積極的なテレワークの活用をお願いいたします。
- O 留意すべきことについては、「派遣労働者に係るテレワークに関する Q&A (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088382_00011.html)」をご確認ください。